

ID: 172

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	利用の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町観音の湯ざぶーん館条例 第12条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年 条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用の取消し等)                      第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を取り消し、又は利用を停止し、若しくはざぶーん館から退去を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じても指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p>一 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>二 利用者が、偽りその他不正の手段により利用したとき。</p> <p>三 災害その他の事故によりざぶーん館の利用ができなくなつたとき。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日